

令和5年度 緊急一時預かり

定期利用保育のご案内

保育施設の入所が保留（待機）となった概ね満1歳～2歳児を対象に、就労により日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんを預かります。



定期利用保育の概要

利用対象者（利用の申し込みができる方）

次の①～⑤の要件を全て満たす方が利用できます。

- ① 昭島市在住で、集団保育が可能な児童であること。
- ② 概ね満1歳～2歳児であること。
 - ・「2歳児」とは、令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さん
- ③ 保護者が利用開始月初日（初日が土・日曜日、祝日・年末年始の場合は翌日から）に就労しており、保護者ともに就労を理由として3か月以上継続して当該児童を保育することができない場合であること。（1か月64時間以上の勤務）
- ④ 認可保育施設への入所が保留（待機）となったお子さんであること。
- ⑤ 日中保育ができる同居親族等がないこと。

【注意】

- ・他の保育施設との同時利用はできません。（東京都認証保育所、事業所内保育施設、企業主導型保育事業施設等）
- ・利用開始後に認可保育施設への入所が内定した場合、入所月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。保育施設入所内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。

利用できる期間（3か月ごとに更新手続きが必要）

利用承認通知書に記載の承認利用日から令和6年3月31日まで
(令和6年度の更新はありませんのでご注意ください。)



利用できる時間

- ・保護者ともに就労している曜日の利用（固定）となります。
 - ・施設が定める利用時間の範囲で、就労・通勤時間を含む時間が預かり時間（固定）となります。
- 【注意】利用承認日時以外の利用はできません。

利用料金（月額）

- ・利用料は、毎月1日から末日までの単位とする月額制になります。
- ・基本料金は、8時間までとなります。8時間を超えた場合、時間外料金が発生します。

利用区分	月額
64時間以上 80時間未満	19,800円
80時間以上 96時間未満	24,200円
96時間以上 112時間未満	28,600円
112時間以上 128時間未満	33,000円
128時間以上 160時間	44,000円
月額時間外（1時間）	2,500円
時間外（1時間）	250円

利用者負担軽減制度

- ① **無償化** 0～2歳児の非課税世帯は上限額42,000円
※食事・おやつ代、時間外利用分は対象外
 - ② **減免制度** 生活保護世帯及び非課税世帯の方 1/2 減額
 - ③ **多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助**
未就学児の最年長を第1子とした第2子、第3子以降が対象
第2子 1/2 減額 第3子以降 免除
※時間外利用分は対象外
- ②と③を併用することはできません。



利用申し込み手続き

●申請期間 <令和5年4月利用開始分>

令和5年3月1日(水)～令和5年3月15日(水)まで

<令和5年5月以降利用開始分>

利用開始希望月の前月15日まで(閉庁日の場合は、前閉庁日)

●受付場所 子ども子育て支援課 市役所1階⑰番窓口

●受付時間 8時30分から17時まで

実施施設

	昭和郷第二保育園	公私連携型保育所なしのき保育園
所在地	昭島市中神町1260	昭島市上川原町1-23-1
電話番号	042-541-5983	042-543-6670
受入児童年齢	満10か月～2歳児	満1歳～2歳児
定員	5名	3名
利用日	月曜～土曜日(日曜、祝日、年末年始は除く)	月曜～金曜日(土・日曜、祝日、年末年始は除く)
利用時間	8時から18時まで	8時30分から17時まで

- ・「1歳」は、令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれのお子さん
- ・「2歳」は、令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さん
- ・8時間を超えた場合、別途時間外料金が発生します。



必要書類(申し込みの際に、以下の書類をご準備ください。)

- ① 定期利用保育申込書(裏面の児童健康状況表を忘れずに記載してください。)
- ② 保護者すべての就労証明書
- ③ 保留(待機)通知書、支給認定決定通知書
- ④ 本人確認書類(来庁する方の免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)

※定期利用保育申込書を市役所で記入する場合は、母子手帳をご持参ください。

◆必要書類配付場所

昭和郷第二保育園 なしのき保育園 市役所子ども子育て支援課⑰番窓口



利用者の決定

- 実施施設において定員の範囲内で利用者を決定します。
なお応募多数の場合は、昭島市入所選考基準を基に、選考します。
(空きがない場合は、選考はありません。)



選考の結果、**利用内定となった方のみお電話でご連絡**をいたします。

- ◆利用保育施設で面接を行い、保育施設と利用契約を結び利用開始となります。
- ◆各月の利用料の納入は、原則として利用月の前月末までに利用施設に直接お支払いください。
- ◆申込時育児休業中の方は、利用開始後に速やかに「復職証明書」を提出してください。

■利用条件の詳細について■

- 下記の利用条件をあらかじめご了承のうえお申込みください。
- 定期利用保育の利用については、市が決定いたしますが、利用内定時の面接の際に、利用条件の詳細について十分に実施施設と話し合いをしていただき、内容をよく確認してください。

1 保育時間と利用区分

- ①1日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲となります。
- ②決定した利用区分に定める利用時間を超えて保育を必要とする場合は、利用区分の変更が必要となります。

2 利用料

- ①利用料は毎月1日から末日までの単位とする月額制とし、各月の1日現在の利用区分に基づき適用されます。
- ②各月の利用料の納入は、原則として利用月の前月末までに利用施設に直接お支払いください。
- ③利用期間中は保育の利用をしなくても、適用される利用区分に従い、利用料をお支払いいただきます。
- ④特別に費用が発生したときは、月額の利用料とは別に実費相当分の費用を請求する場合があります。

3 利用の辞退

利用を辞める場合は、利用の最終日の属する月の前月20日までに市役所へ書面にて申し出てください。

4 利用の継続

- ①契約期間は3か月となります。その後も継続して利用する場合、利用締結最終月の15日までに市役所または実施施設へ就労証明書を添付のうえ継続手続きをしてください。
- ②上記期日までに継続の手続きがない場合は、その月末をもって利用を終了といたします。

5 利用区分の変更

利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月20日（以下、「変更期限」とする。）までに、市役所または実施施設へ書面にて申し出てください。

6 その他

- ①保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- ②決定後、勤務先を退職した場合には、速やかに実施施設にお知らせください。月の初日から末日まで1か月以上就労しない場合は利用の辞退となります
- ③その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りする場合があります。



定期利用保育

Q & A



Q 現在、求職中です。申込みはできますか？

A 求職中の方は申込みできません。就労以外の理由での申込みはできません。

Q 就労内定中です。4月20日から就労開始ですが、4月の申込みはできますか？

A 4月の利用申込みはできません。上記の場合は、5月の利用申込みが可能です。
※利用申込みの条件として、利用開始月初日に就労している必要があります。

Q 月額の利用料金を教えてください。

①利用時間が1日8時間 / 週3日利用の場合の月額利用料金を教えてください。

A 月額 28,600円です。

【内訳】 1日8時間×週3日×4週＝96時間
月の利用時間が96時間となるため、28,600円になります。

②利用時間が1日9時間 / 週5日利用の場合の月額利用料金を教えてください。

A 月額 46,500円です。

【内訳】 1日8時間×週5日×4週＝160時間、時間外1時間
月の利用時間が160時間となるため、44,000円になります。
44,000円＋月額時間外1時間分2,500円＝46,500円

(※表紙の利用料金表参照)

Q 令和5年度の保育施設の入所を待ちながら、利用ができますか？

A できます。
令和5年度保育施設入所が待機になっていることが利用の条件です。
保育施設入所申請を取り下げた場合、定期利用保育も取り下げとなります。
定期利用保育を3か月以上利用した場合、保育施設入所審査の加点対象となります。

Q 食物アレルギーがあります。申込みはできますか？

A 利用申込みは可能ですが、利用施設との調整により対応できないこともあります。
ご相談ください。

Q 1月から定期利用保育を利用していますが、3月に認可保育施設への入所が内定しました。残り1カ月通り慣れている定期利用保育を利用したいのですができますか？

A できません。
認可保育施設への入所が決定した場合、入所月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。

■問い合わせ先および手続き■

昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当
昭島市役所 1階 17番窓口 電話 042-544-4190 (直通)